

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅
の供給の促進に関する法律施行規則案について（概要）

1. 背景

平成29年4月26日に公布された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）が一部改正され、法第21条において、登録住宅に入居する生活保護受給者（以下「被保護入居者」という。）が家賃の請求に応じないなど被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合に、当該被保護入居者が入居する登録住宅の登録事業者が保護の実施機関にその旨を通知することができること（同条第1項）、また、この通知を受けたときは、保護の実施機関は、家賃等の代理納付その他の生活保護法に定める保護の目的を達するために必要な措置をとる必要があるかどうかを判断するため、被保護入居者の状況の把握等の事実関係の確認の措置を講ずる手続（同条第2項）が新設されたことを受け、所要の事項を定める必要があるため、本省令を制定する。

2. 概要

（1）登録事業者の要件

法第21条第1項に規定する保護の実施機関に通知することができる登録事業者※の要件は、以下に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- ①法第51条第1項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員（構成員となっている団体に加入している場合を含む。）であること。
- ②法第40条による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けていること。
- ③賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）の登録を受けた賃貸住宅管理業者であること。
- ④①から③までのいずれかの者に管理を委託していること。

※ 家賃等の代理納付後に遡及的に保護廃止となった場合等に速やかに家賃等の返還を行うことその他保護の実施機関の円滑な代理納付の実施に協力することを約する必要がある。

（2）被保護入居者の居住の安定を図る上で支障となる事情

法第21条第1項に規定する被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情は、以下に掲げるいずれかの事情とする。

- ・被保護入居者が家賃等の請求に応じないこと。
- ・被保護入居者が家賃等を滞納していること（生活保護費の支給月に当該支給月の家賃等を納付する旨被保護入居者が約している場合を除く。）。
- ・被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していたことその他の被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明白であること。

(3) 通知の方法

法第21条第1項に規定する通知は、様式に従い、登録事業者の氏名、住所、登録番号等、被保護入居者の氏名及び住所、毎月の家賃等、家賃滞納の状況等の事情、家賃等の代理納付後に遡及的に保護廃止となった場合等に速やかに家賃等の返還を行うことその他保護の実施機関の円滑な代理納付の実施に協力することを約する旨等を通知するものとする。

通知には、以下に掲げる書類を添付しなければならない。

- ・登録事業者が(1)の要件に該当する者であることを証する書面
- ・賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

3. 今後のスケジュール

公布：平成29年10月（予定）

施行：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成29年10月25日を予定）